Make:Ogaki Meeting 実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、Make:Ogaki Meeting 実行委員会(以下「実行委員会」という。) と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、Make:Ogaki Meeting(以下「Make」という。)イベントを円滑に開催し、もって岐阜県及び大垣市の文化・産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 「Make」イベントに係る運営方法、企画内容、広報の方針の決定
 - (2) 「Make」イベントの事前準備及び運営
 - (3) その他実行委員会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる者により構成する。

(役員)

- 第5条 実行委員会に、次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 監事 3名
- 2 会長は、大垣商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 副会長は、次の者をもって充てる。
 - (1) ぎふ I T・ものづくり協議会会長
 - (2) 社団法人岐阜県情報産業協会会長
 - (3) 岐阜県商工労働部長
 - (4) 財団法人ソフトピアジャパン理事長
 - (5) 情報科学芸術大学院大学学長
- 4 監事は、次の者をもって充てる。
 - (1) 岐阜県西濃振興局出納課長
 - (2) 大垣市会計管理者兼会計課長
 - (3) 財団法人ソフトピアジャパン事務局長

(役員の職務)

- 第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代行する。

3 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業 の執行状況について随時に監査することができる。

(任期)

第7条 役員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

(機能)

- 第9条 会議は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 実行委員会の規約に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3)予算及び決算に関する事項
 - (4) 実行委員会の解散に関する事項
 - (5) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(議事)

- 第10条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

- 第 11 条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項 について専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の会議において 報告しなければならない。

(経費)

- 第12条 実行委員会の運営及び事業に要する経費は、次の収入をもって充てる。
 - (1)補助金及び協賛金
 - (2) その他の収入

(会計)

- 第 13 条 実行委員会の会計は、実行委員会の設立の日から始まり、実行委員会の解散をもって終了する。
- 2 その他実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が定める。

(予算)

第14条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、実行委員会に提案する。

(幹事会)

- 第15条 本会に幹事会をおき、会議提出事項の調整企画及び審議にあたる。
- 2 幹事会の構成員は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事会に幹事長をおく。幹事長は、情報科学芸術大学院大学事務局長の職にある者
- を 副幹事長は大垣商工会議所事務局長及び大垣市情報企画課長もって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。
- 5 幹事会の議長は、幹事長がこれをつとめる。

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務局を情報科学芸術大学院大学内に置く。
- 2 その他事務局について必要な事項は、会長が定める。

(実行委員会の解散及び決算)

- 第 17 条 会長は、決算を協議する会議において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。
- 2 決算において余剰金を生ずるときは、協議により決定する。
- 3 会長は、第1項の会議の終了後、速やかに出納その他の事務を終了させ、決算書を 委員に送付し、確認を求めなければならない。
- 4 実行委員会は、前3項の事務の終了をもって解散する。

(解散後における事務の処理)

第18条 実行委員会の解散の後、Make:Ogaki Meeting に関する問い合わせその他の事務については、情報科学芸術大学院大学において処理する。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成22年5月13日から施行する。

別表1

(第4条関係)

実行委員会委員

大垣商工会議所会頭 ぎふ I T・ものづくり協議会会長 (社)岐阜県情報産業協会会長 S J 情場クラブ会長(社)

岐阜県工業会専務理事

大垣商工会議所専務理事 岐阜大学産官学融合本部長 岐阜工業高等専門学校研究主事(副校長) 大垣市企画部長 岐阜県商工労働部長 岐阜県総合企画部研究開発課研究開発総括監 (財)岐阜県産業経済振興センター理事長 (財)ソフトピアジャパン理事長 情報科学芸術大学院大学学長 (株)オライリー・ジャパン代表取締役

(第5条関係)

会 長 大垣商工会議所会頭 副会長 ぎふIT・ものづくり協議会会長 (社)岐阜県情報産業協会会長 岐阜県商工労働部長 (財)ソフトピアジャパン理事長 情報科学芸術大学院大学学長

監 事 岐阜県西濃振興局出納課長 大垣市会計管理者兼会計課長 (財)ソフトピアジャパン事務局長

別表 2

(第15条関係)

幹事会構成員

大垣商工会議所事務局長

SJ情場クラブ理事

(社)岐阜県情報産業協会事務局

大垣市情報企画課長

大垣市産業振興室長

岐阜県研究開発課長

岐阜県情報産業課長

岐阜県APEC推進室長

(財)岐阜県産業経済振興センターモノづくりセンター事業推進部長

(財)ソフトピアジャパン事業連携推進課長 伊藤忠アーバンコミュニティー・グループ統括責任者 情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター長 情報科学芸術大学院大学事務局長 (株)オライリー・ジャパン